

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る

小中学校の臨時休業延長期間中における児童一時預かりについて

長浜市教育委員会

1、実施対象

小学校1～3年生の児童で、保護者が医療従事者等の社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合

2、実施期間

・5月7日(木)から5月29日(金)までの7:30から14:00(放課後児童クラブの開設時間まで)

※臨時休業期間で、土・日、祝日を除く

ただし、時間の設定は実施校の分散登校の設定状況や支援体制により変更することがあります。

3、実施にあたり

- ①児童・生徒を含め家族内に咳などの風邪の症状、発熱、倦怠感や呼吸困難の症状の人がいないことが確認できること。
- ②参加児童の保護者は『児童一時預かり申請書』、毎日の『健康観察票』を提出すること。
- ③初めて参加をする場合には、前日の正午までに保護者から学校へ連絡すること。
- ④登下校については保護者の送迎を原則とする。
- ⑤午後までの一時預かりを希望する場合には、昼食のための弁当を持参すること。
- ⑥一時預かり中の事故等については通常の登校時と同じ対応の範囲とする。
- ⑦児童、監督に当たる者は必ずマスクを着用すること。また、感染拡大の予防のためのアルコール消毒液(ウェットティッシュ)などの持参を呼びかける。
- ⑧参加児童、学校は、「密閉」「密接」「密集」の3条件が重なることのないよう努めること。
- ⑨児童が、一時預かり中に具合が悪くなった場合は、保護者が速やかに迎えに来ること。
- ⑩一時預かりは、休業中の学習を補うものではなく、個人での自習が基本となる。
- ⑪服薬等、健康管理上留意すべきことがある場合は、申し出ること。
- ⑫学校が教育活動として行う分散登校が実施される場合には、そちらへの参加を優先すること。
- ⑬学校は、分散登校と並行して一時預かりを行う場所、監督する者が確保できない場合においては一時預かりを実施しない。このことは保護者に予定表を配布するなどして事前に実施日を周知しておくこと。
- ⑭一時預かりの希望者が多数となり、運営が継続できない状況となった場合には、参加をお断りすることがある。
- ⑮市内の感染状況により、一時預かりを中止とする場合がある。
- ⑯学校の指示に従わず、他の参加者の自習の妨げとなる行為が続く場合、登下校の時間や方法が守られない場合は、参加をお断りすることがある。